

令和6年3月

お客さま各位

融資契約終了後の契約証書返却に関するお知らせ

平素は川口信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

当金庫ではこれまで、お借入金の完済により融資契約が終了となりました場合には、借入時にお預かりしました契約証書をお客さまへご返却させていただいておりました。

この度、令和6年4月1日以降に融資契約が終了した契約証書はお客さまへご返却せず、当金庫で5年間保管し、保管期間経過後に責任をもって廃棄させていただくこととなりましたのでお知らせいたします。

融資契約終了後の契約証書のご返却を希望される場合は、お手数ですがお取引店までその旨をお申し出ください。

なお、不動産等の担保を差し入れていただいた場合には、従来どおり、お取引店からご連絡をさせていただきますので、所定の手続きにご協力をお願いいたします。

ご不明点等がございましたら、お取引店までお問合せください。

今後もより一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

